

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考																																																
<p>1 道路建設上配慮すべき事項 (3) 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配を<u>とる。</u></p> <p>第4節 都市計画 第1 土地利用の現況</p> <p style="text-align: center;">土地利用の現況 平成29年1月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="116 619 900 785"> <thead> <tr> <th>総面積</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,303</td> <td>(17.9)</td> <td>(30.2)</td> <td>(14.2)</td> <td>(9.5)</td> <td>(0.4)</td> <td>(6.6)</td> <td>(21.2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,202</td> <td>3,720</td> <td>1,746</td> <td>1,166</td> <td>55</td> <td>808</td> <td>2,606</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他には池沼を含む 資料：統計ばんどう（平成30年3月）</p> <p>第11節 防災訓練計画 第1 市及び防災関係機関等が実施する訓練 1 避難訓練 (1) 市による避難訓練 災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て<u>毎年</u> 1回以上実施するものとする。</p>	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	12,303	(17.9)	(30.2)	(14.2)	(9.5)	(0.4)	(6.6)	(21.2)		2,202	3,720	1,746	1,166	55	808	2,606	<p>1 道路建設上配慮すべき事項 (3) 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配を<u>確保する。</u></p> <p>第4節 都市計画 第1 土地利用の現況</p> <p style="text-align: center;">土地利用の現況 令和3年1月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="940 619 1724 785"> <thead> <tr> <th>総面積</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,303</td> <td>(17.8)</td> <td>(29.8)</td> <td>(15.0)</td> <td>(9.0)</td> <td>(0.4)</td> <td>(7.2)</td> <td>(20.8)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,191</td> <td>3,664</td> <td>1,844</td> <td>1,101</td> <td>53</td> <td>886</td> <td>2,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他には池沼を含む 資料：統計ばんどう（令和4年4月）</p> <p>第11節 防災訓練計画 第1 市及び防災関係機関等が実施する訓練 1 避難訓練 (1) 市による避難訓練 災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て、<u>マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を毎年</u> 1回以上実施するものとする。</p>	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	12,303	(17.8)	(29.8)	(15.0)	(9.0)	(0.4)	(7.2)	(20.8)		2,191	3,664	1,844	1,101	53	886	2,564	<p>8</p> <p>9</p> <p>25</p>	<p>文言の修正</p> <p>時点修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他																																												
12,303	(17.9)	(30.2)	(14.2)	(9.5)	(0.4)	(6.6)	(21.2)																																												
	2,202	3,720	1,746	1,166	55	808	2,606																																												
総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他																																												
12,303	(17.8)	(29.8)	(15.0)	(9.0)	(0.4)	(7.2)	(20.8)																																												
	2,191	3,664	1,844	1,101	53	886	2,564																																												

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考																								
<p>第12節 自主防災組織編成計画</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <hr/> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準</p> <p>■特別警報発表基準</p>	<p>第12節 自主防災組織編成計画</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>地区防災計画を作成した地区は、資料編のとおりである。</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準</p> <p>■特別警報発表基準</p>	29	文言の追加																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると</u>予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>の台風や同程度の温</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、 <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると</u> 予想される場合		暴風	数十年に一度の強度	暴風が吹くと予想される場合	高潮	の台風や同程度の温	高潮になると予想される場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2"><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>の台風や同程度の温</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準		大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u>		暴風	数十年に一度の強度	暴風が吹くと予想される場合	高潮	の台風や同程度の温	高潮になると予想される場合	43	文言の修正
現象の種類	基準																										
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、 <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると</u> 予想される場合																										
暴風	数十年に一度の強度	暴風が吹くと予想される場合																									
高潮	の台風や同程度の温	高潮になると予想される場合																									
現象の種類	基準																										
大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u>																										
暴風	数十年に一度の強度	暴風が吹くと予想される場合																									
高潮	の台風や同程度の温	高潮になると予想される場合																									

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前			改定後			新計画項	備考
波浪	帯低気圧により	高波になると予想される場合	波浪	帯低気圧により	高波になると予想される場合	43	文言の修正
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
<p><u>(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。</u></p>			<p><u>(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。</u></p>			43	文言の修正
<p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他</p> <p>水戸地方气象台（気象庁）は、<u>特別警報・警報・注意報は別に気象現象の推移や防災上の注意を報じ</u> <u>るため</u></p> <p>気象情報を発表する。</p> <p>ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、県気象情報、台風情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			<p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他</p> <p>水戸地方气象台（気象庁）は、<u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表した後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場合には</u>気象情報を発表する。</p> <p>ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、県気象情報、台風情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p><u>なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報と</u></p>			45	県地域防災計画の修正
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			45	県地域防災計画の修正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前		改定後		新計画項	備考
<p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中、<u>キキクルの「非常に危険」（うす紫）</u>が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意<u>を呼びかける</u>情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>茨城県北部</u>・<u>茨城県南部</u>で発表する。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p>		<p><u>して発表される。</u></p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中<u>の市において、キキクルの「危険」（紫）</u>が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意<u>が呼びかけられる</u>情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）</u>で<u>気象庁から</u>発表する。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p>		45	県地域防災計画の修正
				45	文言の修正
				23	県地域防災計画の修正
				46	県地域防災計画の修正
種類	概要	種類	概要		
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・（新設） ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4	土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前		改定後		新計画項	備考								
	<p><u>に相当。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 										
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・（新設）</p>	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p>	46	県地域防災計画の修正								
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・（新設）</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	46	県地域防災計画の修正								
流域雨量指数の予測値	（略）	流域雨量指数の予測値	（略）										
<p>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>（新設）</p>		<p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>第3 指定河川洪水予報の種類、表題と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>表題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> </td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td> <p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険</p> </td> </tr> </tbody> </table>		種類	表題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	氾濫危険情報	<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険</p>		県地域防災計画の修正
種類	表題	概要											
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>											
	氾濫危険情報	<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険</p>											
				48	県地域防災計画の修正								

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前	改定後		新計画項	備考
<p><u>（新設）</u></p>		<p><u>水位</u> <u>以上の状況が継続しているときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	48	<p>県地域防災計画の修正</p>
	<p><u>氾濫警戒情報</u></p>	<p><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>		
<p><u>洪水注意報</u></p>	<p><u>氾濫注意情報</u> <u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p> <p><u>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時的指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。</u></p> <p><u>第4 水位情報周知河川の水位情報等</u> <u>県（各土木・工事事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。</u></p>	49	<p>県地域防災計画の修正</p>	

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考																
<p>第3 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>第4 火災気象通報 4 通報文の構成 (3) 見出し、対象地域・要素・期間及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）</p> <p>第6 異常現象発見者の通報義務等 (略)</p> <p>第10節 災害救助法適用計画 第2 適用基準 1 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <table border="1" data-bbox="154 954 902 1102"> <thead> <tr> <th>市の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>56,114人</u> (平成22年国勢調査速報値)</td> <td>80世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <table border="1" data-bbox="154 1150 902 1299"> <thead> <tr> <th>市の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>56,114人</u> (平成22年国勢調査速報値)</td> <td>40世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11節 避難計画 第5 避難措置の周知</p>	市の人口	住家滅失世帯数	<u>56,114人</u> (平成22年国勢調査速報値)	80世帯	市の人口	住家滅失世帯数	<u>56,114人</u> (平成22年国勢調査速報値)	40世帯	<p>第5 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>第6 火災気象通報 4 通報文の構成 (3) 見出し、対象地域・要素・期間及び実況値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）</p> <p>第7 異常現象発見者の通報義務等 (略)</p> <p>第10節 災害救助法適用計画 第2 適用基準 1 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <table border="1" data-bbox="981 954 1729 1102"> <thead> <tr> <th>市の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>52,265人</u> (令和2年国勢調査速報値)</td> <td>80世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <table border="1" data-bbox="981 1150 1729 1299"> <thead> <tr> <th>市の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>52,265人</u> (令和2年国勢調査速報値)</td> <td>40世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11節 避難計画 第5 避難措置の周知</p>	市の人口	住家滅失世帯数	<u>52,265人</u> (令和2年国勢調査速報値)	80世帯	市の人口	住家滅失世帯数	<u>52,265人</u> (令和2年国勢調査速報値)	40世帯	<p>49</p> <p>49</p> <p>49</p> <p>84</p> <p>84</p>	<p>番号の整理</p> <p>番号の整理</p> <p>番号の整理</p> <p>数値の修正</p> <p>数値の修正</p>
市の人口	住家滅失世帯数																		
<u>56,114人</u> (平成22年国勢調査速報値)	80世帯																		
市の人口	住家滅失世帯数																		
<u>56,114人</u> (平成22年国勢調査速報値)	40世帯																		
市の人口	住家滅失世帯数																		
<u>52,265人</u> (令和2年国勢調査速報値)	80世帯																		
市の人口	住家滅失世帯数																		
<u>52,265人</u> (令和2年国勢調査速報値)	40世帯																		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考								
<p>1 住民への周知徹底 (略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>第8 避難の誘導 1 避難誘導の方法 (8) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第22節 自衛隊災害派遣要請計画 第4 災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害活動の要請範囲は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="114 1054 909 1139"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	<p>1 住民への周知徹底 (略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>第8 避難の誘導 1 避難誘導の方法 (8) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第22節 自衛隊災害派遣要請計画 第4 災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害活動の要請範囲は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="938 1054 1738 1139"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	<p>90</p> <p>92</p> <p>124</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
項目	内容										
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。										
項目	内容										
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。										